

氏 名 : 川上 貴子

論 文 名 : 国家珍宝帳の書

区 分 : 乙

論 文 内 容 の 要 旨

天平勝宝8歳(756)5月2日、聖武太上天皇が崩御し、その七七忌に光明皇太后によって天皇遺愛の品々が東大寺盧舎那佛に献納された。これらの品々の献納の主旨、品目等を記した目録が、正倉院北倉に伝来してきた東大寺献物帳5巻であり、このうちの1巻が本論の研究対象となる国家珍宝帳である。国家珍宝帳は、正倉院宝物の由来と内容を知るための重要な歴史資料として注目されてきたものの、当世を代表する書としての考察は極めて少ない。

本論は、国家珍宝帳に採用された文字の形態的特色に着目し、美術史的観点より、その文字の形態(以下、書体)の形成過程を明らかにし、東アジアにおける唐文化受容のあり方の一端を示すものである。国家珍宝帳に採用された文字の書体についてその特色を抽出し、近年の新資料を含む中国の規範的な書体と比較検討を加えてその性格づけを行った。国家珍宝帳の文字には、従来指摘されていた東晋・王羲之系統の欧陽詢(唐・557-641)書および、同じく王羲之系統の隋・智永書に加え、同時代の顔真卿(唐・709-785)書を含む玄宗期(唐・在位712~756)の書の少なくとも中国の3つの規範的な書体要素が混在することがあきらかになった。

このように、国家珍宝帳の特色は、中国を中心とする東アジア世界の中で、正統性を担う書体を規範として採用しつつも、一方で時代の相前後する複数の規範的な書体が同一平面上に展開し、全体のなかで抑揚のある美しい表情を見せていることといえる。

書体の混在が生み出された理由として、特に玄宗期の最も新しい書体が、政治的背景のなかで、積極的に取り入れられた結果であることを提示した。

本論の構成は以下のとおりである。

第一章「国家珍宝帳の概要および先行研究」では、国家珍宝帳の書かれた経緯、盧舎那仏への献納の趣旨など近年の成果を紹介しつつ、特に書研究の立場から書体が王羲之系統に集約されてきたことについて、複数の書体が参照されていることをより明確にし、問題の提起とした。

第二章「国家珍宝帳の書体」では、書体の特色を再検証する為に、国家珍宝帳の文字419字（願文部分）について、同一文字ごとに関連する中国書と比較しその書体の由来について新たな見解を提示した。検証の結果、すなわち初唐・欧陽詢書および隋・智永の千字文の書体に加えて、玄宗期の公的文書で使われる新書体もみられることを指摘し、国家珍宝帳の書体にみる中国受容の在り方は、ひとつの書体の直接的なものではなく、奈良朝写経や唐における伝統的な王羲之系統の書、おなじく唐における顔真卿書を含む玄宗期の新書体を混在させたものであり、中国における新旧複数の規範となる書体の矛盾ない調和こそが、国家珍宝帳の美しさをきわだたせていることを述べた。

第三章「その他の献物帳の書体」では、東大寺献物帳のうち、国家珍宝帳を除く四つの献物帳および法隆寺献物帳について書体の分析をおこなった。その結果、新書体が採用された献物帳は、種々葉帳の位署書と屏風花氈等帳の外題、法隆寺献物帳であることを確認した。さらに天平宝字二年献物帳である大小王真跡帳、藤原公真跡屏風帳では、天平勝宝八歳献物帳の国家珍宝帳、種々葉帳、屏風花氈等帳とは異なり、王羲之の書体を意識的に採用していることをあきらかにした。

第四章と第五章は、東大寺献物帳と同時代資料として、国家珍宝帳と同じ新書体が見られる奈良朝写経の書体について論じた。

第四章「奈良朝における玄宗期の新書体（一）一大聖武の書体一」では、第二章で国家珍宝帳に採用されていることを確認した玄宗期の書体が、当時の奈良朝における最新の書体であることを、正倉院文書の分析から提示した。

第五章「奈良朝における玄宗期の新書体（二）一善光朱印一切経の書体一」では、当時の奈良朝における最新の書体である同書体が、光明皇太后や藤原仲麻呂を中心とした紫微中台管下の写経事業において制作された光明皇太后発願一切経（朱印経）に採用されていたことから、天平勝宝6年（754）帰朝の遣唐使によってもたらされた玄宗期の新書体が、東アジアの政治的・文化的位置を意識していた光明皇太后や藤原仲麻呂を中心に、紫微中台管下の写経事業に意識的に採用されたと論じた。

第六章「東大寺献物帳の制作機関」では、東大寺献物帳五巻とその7年前に制作された聖武天皇勅書の文書形態および書体の分析を通して、大聖武や朱印経に採用された玄宗期の新書体が、奈良朝における国家的な文書制作に採用された背景について、歴史学の研究動向を踏まえつつ論じた。新書体および写経的要素がみられる文書形態は、東大寺献物帳の中でも、国家珍宝帳をはじめとする天平勝宝8歳（756）献物帳に限定的にみられるのみであり、天平宝字2年（758）献物帳では、ふたたび太政官管轄下で制作された聖武天皇勅書の文書形態や書体に戻ることから、皇后宮職系の紫微中台から太政官へと権力基盤を移していく当時の政権首座にあった藤原仲麻呂の政治的位置づけが、国家的文書の書体選択にも変化を与えたことを指摘した。

以上の考察から、国家珍宝帳の書には奈良朝における唐文化受容のあり方のひとつが顕著に表れていること、また書体の意図的採用という観点から、奈良朝における書体が国家を表象する機能をもっていたという新たな視点を提示できたと考える。